# 情報倫理と
# セキュリティのためのガイド

Tokyo Institute of Technology

東京工業大学

# 目　　次



# 東京工業大学情報倫理ポリシー

(目　的)

本ポリシーは，学問の自由，思想の自由，表現の自由を保障する理念にのっとり，本学における情報の活用，操作に関して，法的あるいは社会的通念から倫理上問題となる行為を防止し，情報の適正かつ円滑な利用を促進することによって，教育研究の充実を図ることを目的とする。

(遵守事項)

本学において，情報の活用，情報の発信行為を行おうとする者は，情報には価値があり,それにかかわる行為に広い影響力と責任があることを認識し，次に掲げる事項を厳守する。

（1） 著作権，特許権などの知的財産権で法律上保護される情報の利用については，権利者の権利を尊重する。
（2） 秘密に管理されている情報の秘密性を尊重する。
（3） 個人のプライバシーを遵守するとともに，情報の操作においては，それが与える人権に対する影響に留意する。
（4） 公序良俗に反する情報の収得，発信行為を行わない。
（5） 業務上集積された情報の管理者，情報通信の管理者は，これにより知り得た情報を私的目的及び業務外目的のために利用しない。
（6） ある目的を持って提供を受けた情報は，情報提供者の承諾なしに他の目的に利用しない。
（7） 情報の処理，蓄積，通信を行うシステムの円滑なシステム運用に協力する。
（8） 情報の処理，蓄積，通信を行うシステムは，教育研究を円滑に行う目的のみに用いる。
（9） 常に公共の利益や社会の発展を念頭におき，情報の操作，情報の発信を行う。

# はじめに

情報は，社会で流通してはじめて大きな意味を持ちます。しかしそれを扱うことについては，社会を円滑に発展させるために考えられた様々な制約があります。特に計算機とそれを繋ぐネットワークを流れる情報は，その伝達が高速であり多重的であるため，その影響が地球規模に広がる可能性があることを考えると，これまで以上にその取り扱いには注意が必要です。以下では，現代社会において守るべき情報操作における規則や心掛け（情報モラル）について，本学の学生および職員を対象として平易にまとめています。この内容は，大きくは，倫理的・法的な規則と，システムセキュリティ上の問題への対処法の２つに分類されます。情報や情報システムを上手に活用して，生活を実り多いものとするために，これらの守るべきことにいつも注意をはらい，誤ちを起こさないよう行動しましょう。また事故に巻き込まれないよう，防衛的に行動することにも心掛けましょう。

# 倫理的・法的規則

## １．著作権

印刷されたものばかりでなく，インターネットやＣＤなどの電子媒体上の情報にも，著作権法で著作者の権利が保護されていますので，それを侵さないよう十分気を付けて下さい。

例えば次のような場合には，許可なく複製や使用が許されますが，著作権利者の利益を不当に害することのないよう，多くの条件があるので注意が必要です。

また，コピープロテクションなどの技術的保護手段を回避して複製することは避けるべきです。

- 私的使用のための複製
- 一定の規則の下で行う複製（図書館などでの複製）
- 出典を明らかにし，自己の記述が主たる著作内容である形での引用
- 営業を妨げない範囲での教育目的での複製，あるいは試験問題としての複製
- バックアップのためのプログラムの複製
- 非営利目的での上演（文化祭での上演については，法改正の動きがあります。）
- 時事事件の報道のための利用等

また，著作物そのもの以外に，編集された著作物，データベースとして集積された著作物には，二次的な著作権が発生しますので，この利用にも注意が必要です。特に電子的に公開されているものについては，利用規約上自動ダウンロードプログラムなどを利用して，大量のファイルを一括してダウンロードすることは禁止されている場合がほとんどですので，注意して下さい。

一方，著作者の権利以外に，その実演家，レコード作製者，放送事業者には，著作隣接権が与えられますので，この権利も侵さないようにすることが求められます。なお，電波以外に有線放送事業者も放送事業者と認められていますが，インターネットによる情報提供者は，そうではありません。

しかし，このことはインターネット上の情報を複製，あるいは再頒布して良いということを意味している訳ではないので注意して下さい。他人の著作物をインターネットで公開するときには，自動公衆通信における送信可能化権を侵害しないように，許諾が必要です。

さらに複製権や上演権などの財産権以外に，著作者人格権と呼ばれる著作物の同一性保持，氏名表示や公表に関する権利が保護されていますので，勝手に著作物の内容を変更して，それを原著作者の著作物として公表することなどは許されません。

## ２．ソフトウェアライセンス

ソフトウェアは一般に使用許諾の形で販売されますが，その使用許諾の規約では通常サイトライセンスなどを取らない限り，勝手に複数の計算機にインストールして使用することは禁じられています。そのような行為を頼まれてもきっぱりと断りましょう。たとえそれが，指導教員や上司であったとしても毅然とした態度で臨むべきです。

## ３．メール，掲示板，ホームページの利用における注意

インターネット上の情報交換では，意識せずに犯罪行為や違法行為を行ってしまうことが少なくありません。賭博行為やネズミ講あるいは詐欺行為などは金額の大小にかかわらず刑事罰を伴う違法行為です。巧妙な勧誘に乗って，端末や携帯電話からうっかりこれらの違法行為に簡単に加担してしまうことがあるので，加害者にはならないように十分に注意して下さい。最近メールを通じて借金の返済やアダルトサイトなどの利用料金を請求される詐欺事件が増えています。詐欺の被害に遭っても，被害額が弁済されることはほとん

どありません。詐欺の被害に遭わないように十分に注意して下さい。メールアドレスを公開することは，詐欺に遭遇する機会を増やすことになるのでメールアドレスの公開に際してはその点にも配慮して下さい。また最近では，スパムメールの送付先に登録され，見たくもないメールの処理に時間を奪われることにもなるので，注意して下さい。

プライバシーや人権侵害の問題は意識しないと大変なことになります。例えば，サーバ管理をしているとメールの送信履歴に触れてしまうことがあるかもしれませんが，誰が誰と送信しているかということはプライバシーの問題になり得ます。ログを管理する立場にある場合には，十分な配慮が必要です。また，いうまでもありませんが，他人のメールを盗み見るような事を絶対にしてはいけません。

セクハラのように相手が嫌がることをしてはいけません。自分が好きなことであっても相手にとってはとても嫌なことかもしれません。相手の気持ちを考えた情報交換を心掛けるようにしましょう。特にメールでは，普通の会話と違って感情がエスカレートしがちです。自制心が強く求められます。

法に関しては，公序良俗に反するものであるとか，名誉棄損など司法の判断を経なければならないこともありますが，自らの行動を自ら正当化してはいけません。例えば，他人が違法行為や不法行為を行っていてとがめられていないから，自らもその行為を行って良いということは絶対にありません。また，他人から疑いを持たれるような行為も慎みましょう。『李下に冠を正さず』で自らの行動を律して下さい。

## ４．情報の公開と個人情報の保護

インターネットは，ホームページやメールなどを通じて一個人の持っている情報を広く世界に公開・伝達することを可能としました。これはすばらしいことで，色々と情報発信してみたいと思うのは自然なことです。しかし，メールアドレスの例で述べたように，これには危険な面があることを十分承知して下さい。個人を特定する情報をまとめて公開することは危険です。例えば氏名，住所，電話番号，生年月日をまとめて知られてしまうと，他人がこの情報をもとに悪意を持った『なりすまし行為』をする可能性があります。自分の情報を扱う以上に，他人の情報の取り扱いには注意が必要です。他人の個人情報を承諾無しに公開してしまうことなどないように注意して下さい。個人の人格権保護のため，個人情報保護法により，その取り扱いについては，様々な規制が定められています。

## ５．そのほかの法律の遵守

法律の規定ならびにその趣旨を守り，以下の行為はやめましょう。

- 他人のアカウントやパスワードなどを隠れて調べたり，プログラムに潜むセキュリティホールをついて，保護されている情報にアクセスすること。
- 他人の管理するコンピュータへ接続された端末やインターネットを経由して侵入したり，保存されている情報を取得あるいは，削除・改変すること。
- 他人が不快に感じる無意味な電子メール（スパムメール）を送信したり，自分が受信したスパムメールを他人に転送すること。
- インターネット上のサービスに対して，大量の要求を送ることによって，サービスの機能不全を起こさせること。
- 企業や商品の商標を無断でホームページに使用すること。
- 企業の顧客情報等の営業秘密（トレードシークレット）を不正に取得すること。
- 収集した個人情報を収集時に約束した利用目的以外に利用すること。
- 共同研究の成果で秘密にされているものを，共同研究者の承諾を得ずにインターネット上で公開したり第三者に教えること。

## ６．就業規則関係（職員のみ）

国立大学法人東京工業大学の職員の服務については，就業規則で規定されています。職員には，これまでの国家公務員の時と同様に，以下の義務などがあります。

- 職務に専念する義務
- 法令，大学の規則，上司の職務上の命令に従う義務
- 職務上知ることのできた秘密を守る義務
- 大学の信用を傷つける行為や不名誉となる行為の禁止
- 大学の規律と秩序を乱すことの禁止

情報倫理の面では，例えば，勤務時間中にパソコンで私的な処理を行ったり，大学の秘密が含まれたファイルを他に転送したり，インターネット上の掲示板に業務と関係のない内容の書き込みを行ったりすることは，就業規則に違反することとなります。これらの義務などに違反した場合，懲戒解雇，停職，減給，戒告の懲戒処分，または訓告，厳重注意，注意の対象となることがあります。

## ７．問題が起きたとき

具体的な問題が発生したときは，情報倫理委員会にお知らせ下さい。

【情報倫理委員会連絡先】

メールアドレス　：　cce@cs.titech.ac.jp

# セキュリティに関する注意

倫理的・法的な事項を遵守すると同時に，他者からの攻撃や計算機の故障に備えて，各自のデータだけでなく他人のデータを守るためにも，セキュリティ対策には万全を期す必要があります。

以下では，セキュリティに関して最低限心掛けるべき事項を挙げていますので，計算機を利用する際には十分に注意して下さい。

## １．バックアップ

ユーザ各自のデータは貴重な個人の財産です。定期的に自らの責任でバックアップを取るよう心掛けましょう。定期的にデータのバックアップを取ってあれば，万が一 OS の再インストールなどの必要に迫られても，各自の貴重なデータは保全されます。ただし，バックアップメディアには寿命があり，またそれが読める環境も技術の急速な進展により失われてしまうことがあります。その点に十分に留意して，短期的なバックアップと，長期的なバックアップについては，それぞれ最適な方法をとる必要があります。秘密でないデータについては，外部の信頼できるアーカイブサービスを利用することも選択肢の一つです。

## ２．ウィルス対策

近年，多数のウィルスによる被害が発生しているのはご存じのことと思います。ウィルスは，場合によってはデータを破壊したりすることもあるので，なめてかかっては大変に危険です。さらに厄介なことに，自分では気付かないうちに，ネットワークを通じて次々と感染し，友達のデータまで破壊してしまうこともあるのです。ですから，ウィルスに対しては，次のことに十分に注意して下さい。

(1) 各自の PC には，ウィルスチェッカーをインストールするようにして下さい。
　また，これだけでなく，定期的にパターンファイルを更新するよう習慣付けて下さい。日々の細かな気遣いと習慣が，いざというときに被害から我が身を守ってくれるのです。
(2) ウィルスチェッカーとて万全ではありません。定期的にパターンファイルを更新していたとしても，新種のウィルスが発生した直後は感染の危険性があることに注意して下さい。したがって
- 差出人が不明なメールは開けない
- 差出人が知合いであっても，内容が不自然なメールに添付されたファイルは開けないなどを普段から心掛けるようにして下さい。

(3) ウィルスの中には，ホームページを閲覧することで感染するものもあります。興味本位にいかがわしいホームページを閲覧することなどは慎みましょう。
(4) 信用できないフリーソフトなどを不必要にインストールすることは慎みましょう。スパイウェアと呼ばれる，インストールした PC 内の重要な個人情報や，PC での操作履歴をこっそり外部へ報告するプログラムをインストールと同時に埋め込まれることがあります。

## ３．セキュリティアップデート

　各自の PC にインストールされている OS やアプリケーションソフトのセキュリティアップデートは，必ず行うようにしましょう。面倒だからとのんびり構えていると，いざというときに，大火傷をすることになります。PC を起動する際に，セキュリティアップデートの必要がないかどうかを確認する習慣を身に付けましょう。

## ４．パスワード管理

パスワードは情報システムを利用する際の鍵のようなものです。これが漏洩してしまうと，利用権のない第三者に無断で情報システムが利用されてしまいます。これは家の鍵を盗まれて泥棒に入られてしまうようなものです。パスワード管理に関しては，以下のことに注意しましょう。

(1) 友人であっても，パスワードを他人に教えないようにしましょう。
　　また，パスワードをメモに書き留めたりしないようにしましょう。
(2) パスワードは十分に長いものを利用し，容易に想像できるような簡単なものを使うことは避けましょう。
(3) 同じパスワードを長期間利用し続けることを慎み，定期的に変更するよう心掛けましょう。
(4) あたかも正統な管理者のごとく装い，システム更新後のテストのためなどと称して本物そっくりの偽物のサイトにログインさせ，パスワードを盗む，いわゆるフィッシングと呼ばれる手口が横行しています。いかなるシステム管理者もこのような要求をすることはありませんので，このようなメールに騙されないよう十分注意して下さい。

## ５．共有設定とネットワークの管理

共有ファイル設定には十分に注意を払って，不必要にファイルを共有にしておかないよう気を付けましょう。特に，新しく，ファイルやフォルダを作成したときには，その共有設定がどうなっているか，確認する必要があります。ファイヤウォールは，ルータでも設定可能ですが，個人のコンピュータにおいても設定可能となっています。外部からのアクセスに対するポートは，必要のない限り，できるだけ閉じておく習慣を付けましょう。

## ６．障害時の対応

意図的に情報システムや情報資産への破壊行為を行うことは論外ですが，操作ミスなど意図しない行為や悪意はなくとも興味本位の行為が，結果的に情報システムの障害や他人の情報資産へ損害を与えることがあり得ることに注意して下さい。万が一，そのような事態になった場合，決して隠したりせずに，即座にシステム管理者に連絡し，被害が拡大しないように努めて下さい。

### Q&A

Q1：（私物コンピュータの大学ネットワークへの接続）
自分のパソコンを大学のネットワークに接続して良いでしょうか。
もし許可されているとしたら，どのような点に注意したら良いですか。

A1：研究室のネットワーク管理者の指示に従ってください。なお，学内の食堂等の公共エリアには無線ＬＡＮが設置され，学部学生等が自分のパソコンをネットに接続できます。パソコンを接続するとき，自分のパソコンにウィルスが寄生していないかどうか，くれぐれも注意して下さい。
本学も最近いくつかのウィルスの被害に遭っていますが，ある事例ではその感染源は学生の接続したパソコンでした。共有設定やファイヤウォールの設定にも注意を払って下さい。

Q2：（大学の財産としてのソフトウェアを私物コンピュータへインストール）
研究室で購入したソフトウェアを自分のパソコンにインストールしても良いのでしょうか。

A2：これは，そのソフトウェアのライセンス契約と大学の財産の使用目的の視点から考える必要があります。ライセンス契約に従っている限りライセンス上の問題はありませんが，これは研究室で購入したものですから研究室の業務に関連した目的にのみに用いることは,他の物品の場合と同じです。しかし，そのソフトウェアは私的に使える状況にある訳ですから，私的目

的に流用していないことを証明することは難しいという問題がありますので注意しましょう。

Q3：（文献検索）

他大学の知り合いから，本学で利用可能なデータベースや電子ジャーナルを使用した文献検索を頼まれたのですが，やっても良いでしょうか。

A3：データベースや電子ジャーナルは，本学がライセンス契約を結んで利用しており，利用者の範囲は本学に所属する教員・学生等に限られています。個人の学術研究・教育目的以外の目的で利用することや，検索結果を他人に提供することは契約違反です。こうした行為が判明した場合，提供元から本学全体の利用が停止されますので，絶対に行わないで下さい。


Q4：（データベースのダウンロード）

データベースや学術雑誌のサイトからデータや文献をダウンロードするときにはどのような点に注意したら良いですか。

A4：過去に何度も，本学の教員・学生が大量の文献をダウンロードしたため，提供元から本学全体の利用が停止された事例がありました。機械的にダウンロードすることは契約違反ですから，スクリプトなどを使ってキーワードに合致する文献を一度にダウンロードするようなことはやってはいけません。手動であっても，例えば１時間以上もダウンロードだけを繰り返すような利用は機械的とみなされる場合があります。教育・研究上，大量のダウンロードを行う場合は，提供元の承諾が必要です。大量ダウンロードが必要な場合は，附属図書館に問い合わせて下さい。

Q5：（アップデートソフトのコピー）

ある専攻内で，ウィルスに感染したパソコンを専攻内ネットワークに接続したことによる被害が出ました。そこで，例えば，セキュリティアップデートをしていなかったり，最新のウィルス定義をしていないパソコンは，繋いではいけない，というような規則を考えました。ところが，もしも訪問者が来たとき，その人のパソコンを繋げないのでは不便です。また，パソコンをネットワークに繋げなければセキュリティアップデートやウィルス定義の更新もできません。そこで，専攻である程度安心できる状態に

するための CD を作ろうかと思いますが，それを行っても良いでしょうか。

A5：基本的には，たとえフリーのソフトであっても，それをコピーし，それを配布して他人に使わせることは許されません。ソフトをコピーして他人に使わせることを禁止しているのは，そのソフトの無断利用による財産権の侵害を防ぐためです。一方 Windows update は，Windows という製品の使用許諾を受けている人が，その製品の信頼性を上げるための無料サービスですから，これを手助けしても，このことをとがめられることはまず無いでしょう。しかし，ウィルス定義のファイルなどは，他の製品にも応用可能な内容を持っていますから，そのコピーを作ることはやめておいた方が良いでしょう。

Q6：（論文の公開）

研究会などでの発表論文を自分のホームページに載せても良いでしょうか。

A6：研究会などでの発表論文や，国際会議や論文誌に投稿した論文を，投稿時点で自分のホームページに載せることは通常行っていることです。しかし，学会によっては，かなり厳しい規制を持っているところもあります。特に採録後については，学会と相談してその規定に従って下さい。

Q7：（研究状況の公開）

自分の研究の進行状況をインターネットで公開しても良いでしょうか。

A7：あなたの研究と思っていても，その研究自体が先生の指示に基づいていたり，同僚のアイディアや未発表の研究成果に助けられていたりしている場合があります。あなたが自分の研究の進行状況をインターネットで公開することによって，公開を望んでない先生や同僚のアイディアを公開してしまうことになりかねません。また，あなたのインターネットでの公開を見て，見ず知らずの他人があなたより早くその内容を論文にまとめて発表してしまうことがあります。その結果，あなたの研究の成果であることを証明することは難しくなります。したがって，自分の研究の進行状況をインターネットなど公開の場に載せることには，慎重な対処が必要です。学生の場合は，指導教員と相談すると良いでしょう。

Q8：(コンピュータやネットの利用（目的外使用禁止）)

最近，大学の法人化の問題点などがネットワーク上で議論されており，そういったメーリングリストもあります。現在それを購読していますし，今回の独法化に際してにもネットワークを通して，問題点を指摘したりしました。私のような行為は処罰の対象でしょうか。

A8：この行為は，直接的な研究教育活動ではありません。しかし大学人として大学の将来を考える重要な行為の一つです。一方計算機やネットワークは広く一般的な情報インフラの一部となっており，大学業務を支えています。その意味ではあまり問題は無いと思われますが，論点は，この行為が大学人が業務時間内に行う行為として適正であるかどうかという点にありその判断によっています。

Q9：(事実を述べるのも中傷になる？)

私は，友人の知られたくない事実を，メーリングリストで皆に知らせてしまいました。私は友人を中傷する気はなく，単に事実を述べただけだと思っていましたが，友人は，そのことを許せないようです。

A9：嘘の噂などを流すのはいけないことは，皆知っていると思いますが，事実を述べても中傷になる場合があります。むしろ実際の中傷には，そのようなケースが多いのではないでしょうか。事実を述べても名誉毀損にあたる場合があり得ますので十分に注意しましょう。

Q10：(どこまでが個人間のやりとりか？)

私のメールに対して友人は，かなり強い反論を他の友人にも CC して私に返送して来ました。私だけへの返信ならば，個人間の意見のやり取りということで，問題ないと思いますが，その返信を勝手にメーリングリストにも CC しても良いのでしょうか。

A10：これはある意味で，公の場で個人を強く批判したことになる可能性があります。名誉毀損と思われることがあるので，相手のメールを参照や添付する場合は，必ずあらかじめ承諾を得ましょう。

Q11：(コピープロテクト)

CD や DVD の複製防止機能（コピーコントロール）をソフトを使って解除して複製することは著作権の侵害にあたりますか。

A11：著作権法 30 条 1 項は，個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは，使用者に著作物を複製することを認めています（私的使用のための複製）。しかし，技術的保護手段を回避することで複製可能となったものをその事実を知りながら複製した場合には，私的使用のための複製にあたらないとしています（30 条 1 項 2 号）。

このケースでは，ソフトを使用することで複製防止機能が解除できることを知りながらこれを使用し，複製しているわけですから，私的使用のための複製とは認められず，著作権（複製権）の侵害にあたります。

Q12：（クライアント／サーバ・システムの利用によるプログラムの複数人利用）

学内のクライアント／サーバ・システムにおいて，サーバに１つのプログラムを保存し，クライアントがそれを一時的に引き出して使用するようにしたいのですが，法的にどのような注意が必要ですか。

A12：サーバにコピーした１つのプログラムの複製権の許諾だけでなく，プログラムの著作権者から送信可能化権の許諾を受けることが必要となります。ただし，クライアントの台数が少ない場合は公衆通信の「公衆」の定義に合うかどうか疑問です。またサーバから，一時的ではなく恒久的にダウンロードして使用する場合は，クライアントの台数に応じた，サイトライセンスが必要となります。

Q13：（サーバ上に置かれた電子辞典等の複数人利用）

学内のイントラネット･システムで,サーバにプログラムではない著作物，例ば１つの電子百科辞典を保存し，多数のクライアントで使用する場合の注意事項にはどのようなものがあるでしょうか。

A13：サーバーにコピーした１つの電子百科辞典についての複製権の許諾を受けるだけで良いことになります。各クライアントの画面に表示された電子百科辞典の各ページが著作権法上の複製であるとすれば，各クライアント上で複製権侵害が生じることになるでしょうが，それを恒久的に残さない場合は，複製権の侵害とはみなさないと思います。しかし，キャッシュの問題を絡めるとそれほど明確ではありません。

Q14：（コンピュータへの侵入・破壊行為）

コンピュータへの侵入や破壊行為にはどのようなものがあるのでしょうか。

A14：代表的な攻撃パターンは「ウィルス」,「ワーム」,「トロイの木馬」などがあります。ウィルスは，他のプログラムに寄生，感染するプログラムで，別のプログラムの一部として自分をコピーし，宿主のプログラムが動作するのに紛れて増殖します。ワームは，ウィルスとは違って，自分自身だけで増殖するプログラムです。これらはコンピュータの所有者が望まないのに勝手に入ってくるプログラムですが，トロイの木馬の場合は，元のプログラムの開発者により最初から不正行為が仕掛けてあって，それをインストールしたため被害に遭うことを指しています。ただし，最近では，侵入方法やその経路も益々巧妙になっており，以上のような分類は無意味になりつつあります。

Q15：（不正侵入への対策）

不正侵入を阻止するためにはどのような点に注意したら良いでしょうか。

A15：Windows などの複雑かつ大規模な OS には，セキュリティー・ホール（ソフトの欠陥とみなしてもよい）が存在し，クラッカーはそこを狙って侵入してきます。すでに見つかったセキュリティー・ホールに関しては，ソフトメーカーから「プログラムを直すプログラム」が公開されていますので，自分で修正することを心掛けて下さい。このような作業を普通「パッチを当てる」といいます。また，自分のコンピュータをきちんとした「ファイヤウォール」が設置されているサイトに接続すると同時に自分のコンピュータにもファイヤウォールを導入することも重要です。その他，ウィルスチェックプログラムを用いて，常時ウィルスのチェックを怠らないことも重要です。

# 本学ホームページ情報関係

・東京工業大学情報セキュリティポリシー　(PDF 形式)
　http://www.jyohosyorika.jim.titech.ac.jp/security/policy.pdf

・コンピュータウィルスおよび不正アクセス等の被害の届出について
　ウィルス届出様式
　http://www.jyohosyorika.jim.titech.ac.jp/security/virus.htm

　不正アクセス届出様式
　http://www.jyohosyorika.jim.titech.ac.jp/security/crack.htm

コンピュータウィルスおよび不正アクセスについて、文部科学省情報化推進室に報告を行っていますので、被害に遭われた方は、届出様式により、学術情報部情報システム企画課業務システム係
　jyoho.gyom@jim.titech.ac.jp
まで連絡をお願いします。

・東京工業大学情報倫理専門委員会
　http://www.titech.ac.jp/rinri/

情報倫理WG

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 米崎　直樹 | 大学院情報理工学研究科教授 |
| 副委員長 | 酒井　善則 | 大学院理工学研究科教授（学術国際情報センター長） |
| | 石川　　謙 | 大学院理工学研究科助教授 |
| | 渡辺　　治 | 大学院情報理工学研究科教授 |
| | 脇田　　建 | 大学院情報理工学研究科助教授 |
| | 木村　康治 | 大学院情報理工学研究科教授 |
| | 金子　宏直 | 大学院社会理工学研究科助教授 |
| | 伊東　利哉 | 学術国際情報センター教授 |
| | 横田　治夫 | 学術国際情報センター教授 |
| | 小島　　聡 | 留学生センター助教授 |
| | 櫻井　　実 | バイオ研究基盤支援総合センター教授 |
| | 邊見　達義 | 総務部総務課長 |
| | 棚橋　　章 | 学術情報部情報図書館課長 |
| | 三浦　正克 | 学術情報部情報基盤課長 |
| | 布施　　勇 | 学術情報部情報システム企画課長 |
| | 吉田　良一 | 学務部教務課総務係長 |

# 情報モラルを守って

情報倫理とセキュリティのためのガイド

**平成17年4月1日**
**東京工業大学**
**21世紀の個性輝く東京工業大学検討委員会**
**情報基盤部会情報倫理WG**